平成２４年（フ）第１５７８号
札幌市豊平区美園５条７丁目４番８号
債務者　庄司　寿一
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４９号
北海道江別市元町３番地の10
債務者　小保内新一
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７８号
札幌市中央区北９条西19丁目35番地　インペリアルワタナベ406号
債務者　高野　啓子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６８５号
札幌市西区発寒10条５丁目２番18号　ひまわりハイツ102号
債務者　松田　　爾
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３７号
札幌市清田区美しが丘１条５丁目１番30号　アイケアホーム美しが丘317号
債務者　池下八重子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３９号
札幌市豊平区美園９条７丁目１番６―407号
債務者　三浦　昌弥
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５０号
札幌市北区新琴似10条１丁目１番29号　αＮＥＸＴ102―103号
債務者　稲村　和也
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８６２号
北海道千歳市清水町３丁目５番地
債務者　下元　美穂（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８６３号
札幌市西区山の手２条４丁目６番13号　エルム山の手304号
債務者　宮野　聖美（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８１号
札幌市豊平区豊平４条１丁目３番１―1008号
債務者　木下　龍也
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９２３号
札幌市白石区本郷通５丁目南１番１―303号
債務者　児玉　　崇
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９２６号
札幌市白石区南郷通17丁目南６番７号　コーポ松浦202号
債務者　林　　志穂
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９５２号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目４番30号　セラディル新発寒103号
債務者　上田　秀憲
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
山形県酒田市幸町１丁目９番25号
債務者　池田　　均
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２２０号
群馬県前橋市三俣町２丁目９番地８
債務者　千吉良利勝（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５６号
群馬県伊勢崎市境保泉1130番地２　保泉団地Ｂ105、住民票上の住所群馬県伊勢崎市境保泉1730番地３
債務者　春日　昭一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
群馬県前橋市千代田町２丁目２番11―501号　ＧＳレジデンス
債務者　髙岸　正武
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係